

**令和5年度 第4回
青森市障がい者自立支援協議会資料**

日時：令和6年3月27日（水）10時～

場所：青森市総合福祉センター 2階 大集会室

◆ 目 次 ◆

- 1 (仮称) 青森市障がい者総合プラン策定にかかる現状・課題の整理について・ P 1
- 2 青森市障がい者基幹相談支援センターの設置について P 2
- 3 青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の
一部改正について P 3
- 4 障がいのあるかたへの合理的配慮提供が義務化周知チラシ P 4
- 5 障がい児部会活動報告 P 6
- 6 令和5年度第3回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨 . . . P 7

青森市障がい者基幹相談支援センターの設置について

1 設置の目的

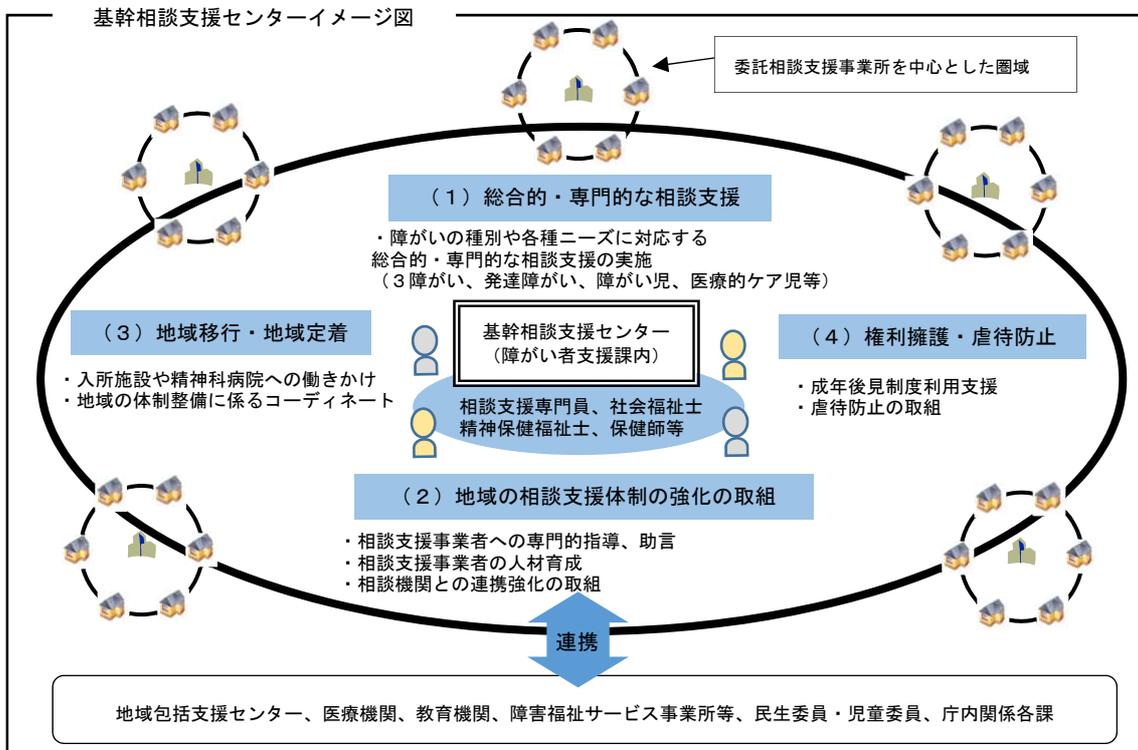
障がい者が地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい者等のニーズに対応した相談支援体制の充実・強化を図るため、地域の相談支援の中核的な役割を担う「青森市障がい者基幹相談支援センター」を設置します。

2 実施体制

「青森市障がい者基幹相談支援センター」業務を実施するに当たり、複数名の専門職を配置します。

3 実施業務

- (1) 障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止



4 設置時期

令和6年4月1日

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例 の一部改正について

1 条例改正の内容

障害者差別解消法の一部改正により、令和6年4月1日から障がいのあるかたに対する『事業者』の合理的配慮の提供が『努力義務』から『義務』へと改められることから、条例の関係部分である第7条の『事業者』による障がいのあるかたへの社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮について、『努力義務』から『義務』へ改める。

【条例の改正部分】

(社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮)

第7条 市及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。

1～6 [省略]

7 その他市及び事業者が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。

2 本市の差別解消にかかる取組

【これまでの取組】

① 広報媒体を活用した周知・啓発（市HP、広報あおもり）

② 研修・講義などでの周知・啓発

保育所等訪問による講義、障がい者週間におけるパネル展示、事業者向け周知チラシを令和6年1月に配布

③ 合理的配慮の取組

市職員研修、職員対応マニュアルの作成、市窓口担当課にコミュニケーション支援ボードの設置、手話通訳者設置など

【来年度からの新たな取組】

① 事業者への合理的配慮に係る周知チラシの配布・出前講座の実施

② 市HP、広報あおもりでの条例改正の周知

青森市内の事業者のみなさんへ

しょうがいしゃさべつかいしょうほう

障害者差別解消法が改正されました。

令和6年4月1日から、事業者による ごうりてきはいりよ 障がいのあるかたへの合理的配慮の 提供が義務化されます！

【障害者差別解消法とは】

障がいを理由とする差別の解消を目的とした法律。平成25年6月に制定され、国の行政機関や地方公共団体等による障がいのあるかたへの合理的な配慮の提供は、「過重な負担がない範囲」において義務付けられる。（事業者は努力義務）

令和3年6月の同法の一部改正により、「令和6年4月1日」から事業者についても義務付けられます。

合理的配慮とは？

合理的配慮とは、障がいのあるかたから社会的障壁※を取り除いてほしいと意思の表明があった場合に、「過重な負担※とならない範囲」でできる対応をすることです。国の行政機関や地方公共団体などと同様に、事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられます。

合理的配慮の提供に当たっては、障がいのあるかたと事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です。

※社会的障壁 障がいのあるかたにとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行観念その他一切のもの。

■「過重な負担」の判断は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- ◎ 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ◎ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ◎ 費用・負担の程度
- ◎ 事務・事業規模
- ◎ 財政・財務状況



裏面に続きます。

合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

- 「前例がありません」 → 個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。
- 「特別扱いできません」 → 障がいのある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。
- 「もし何かあったら…」 → 漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。
- 「その障害種別ならば」 → 同じ障害種別でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、一括りにしないで検討する必要があります。

合理的配慮の具体例

段差のある場所でスロープを設置するなどして車いすの人を補助する。



代筆を頼まれたとき、代筆に問題のない書類の場合は、意思を十分確認しながら代筆する。



意思疎通のため、筆談やタブレット端末を利用する。



- 法の概要や合理的配慮の事例など、詳しくは、『障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト』（内閣府）
<https://shougai-sha-sabetukai-shou.go.jp> をご確認ください。

- 発行：青森市福祉部 障がい者支援課 〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号（駅前庁舎1階）
電話：017-734-5319 FAX：017-734-5329

令和5年度 第4回 青森市障がい者自立支援協議会
障がい児部会活動報告 「青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」について

日時・場所	令和6年2月13日（火）10：00～11：30 青森市総合福祉センター2階 ふれあいの館 大会議室
参加者	<p>【協議会委員】 （部会所属委員）谷川座長、中村委員、田中委員、船水委員、常田委員</p> <p>【事務局】 障がい者支援課3名、子育て支援課1名、あおもり親子はぐくみプラザ3名、 教育委員会事務局4名、平内町1名、今別町1名、外ヶ浜町1名</p>
開催内容	<p>令和5年度第3回青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場</p> <p>○調査報告及び支援に関する意見交換</p>
部会の概要	<p>調査報告及び意見交換では、あおもり親子はぐくみプラザから19名の医療的ケア児の調査報告があり、出席委員と事務局との意見交換が行われた。</p>
今後について	<p>引き続き、医療的ケア児への支援充実を図るため、協議の場を通じて、活発な意見や取組を行っていく。</p>

令和5年度第3回 青森市障がい者自立支援協議会 議事要旨

日 時 令和5年11月14日（火）10時～12時

場 所 青森市総合福祉センター2階 ふれあいの館 大集会室

出席者

（出席委員） 中村委員、長谷川委員、高橋委員、常田委員、加藤委員、西脇委員、粕谷委員、平野委員、船水委員、谷川委員、狭間委員、藤川委員、野呂委員、對馬委員、小山田委員、佐藤委員（16名）

（欠席委員） 田中委員、高杉委員、中野委員、阿保委員（4名）

（事務局） 福祉部次長

障がい者支援課 山口主幹、赤平主幹、渡邊主幹、竹内主査（5名）

1 開会

2 挨拶

3 報告事項

（1）基幹相談支援センター機能の充実について

《配布資料「令和5年度第3回青森市障がい者自立支援協議会資料」1頁から2頁について、事務局より報告》

4 意見交換

（1）福祉に関するアンケート調査結果について

《配布資料「令和5年度第3回青森市障がい者自立支援協議会資料」3頁から5頁について、事務局より報告》

5 各部会での協議及び各部会からの活動報告

※ 各部会での協議後、協議内容を部会リーダー等から報告

【みんなの未来部会】

（委員）みんなの未来部会では、前回、当事者の方の意見として、自分たちのことを知ってもらいたいことや、福祉教育・人材育成について若い世代から行っていく必要があるのではないという意見が出され、それを踏まえ今回は当事者の方、支援者の方、それぞれの立場から対象となる方に何を伝えるか、そのために何ができるのか話し合いを行った。

当事者の方から出された意見としては、ご自身の取組やこれまでの体験談から色々な障がいを持った方がいるということや生活のしづらさを抱えているということ、それを伝えたくて支援やサポートがあれば生活しやすいといったご意見やこういう声掛けをしてほしい、こういった部分を理解してほしいということ踏まえて分け隔てなく障がいのあるないにかかわらず当たり前前に生活していくことができる地域や世の

中になってほしいことを対象の方に伝えていきたいということでまとまった。

支援者側の意見としては、自身のそれぞれの立場で参加しているのでそれぞれの立場で伝えられること障がいのある方についてこういうふうに理解してほしいといった部分や支援者としての思いをありのまま当事者の方と一緒に幸せを目指すという工程を支援しているということ伝えたいといった意見が出された。それを踏まえて何ができるのかということで、例えば、フットサル教室やそういうスポーツを通じて、障がいのある方と健常者が触れ合い話をする機会を作ってみてはどうかという意見や障がいのある方を理解していくための出前講座を開催するというつながりを持てる機会や関わられる機会を地域と交流する機会を作っていければ良いのではないかとということでまとまった。

【就労支援部会】

(委員) 就労支援部会では、市内の就労支援作業所に8月29日から9月25日までの期間でアンケートを実施した。その調査内容を確認して今後の検討をしている。実際に平均工賃や通所の回数や作業内容、事業所運営の課題等を聞いたところ、切実な課題がたくさんあり報酬単価が安く、職員の確保も難しい、作業を確保して工賃を出すのだが、その作業確保にも課題があるなど色々な悩みが聞かれた。

共同受注についての質問も行ったが、実際やるとなったとき窓口がどこなのか、質がどうなんだということも課題となってくると思われるため、実際事業所に直接聞く機会があればと思っている。

来年4月の障害者総合支援法の改正により、就労選択支援というサービスができることについても、そのサービスの内容を知りたいというご意見も多かったため中村会長が行っている地域生活拠点事業の研修も活用し就労支援部会の調査結果の報告と就労選択支援について勉強会と実際就労系サービス事業所が抱えている課題について情報共有をする場が今年度中に持てれば良いなという話をした。できれば1、2月位を目途に開催できれば良いのではないかとということで進める方向で話はまとまっていた。

【障がい児部会】

(委員) 令和5年10月19日に、障がい児部会の活動として、「令和5年度第2回青森圏域医療的ケア児支援体制協議の場」を開催したため、概要について報告する。

今回の協議の場については、二部構成で行われた。第一部では、あおもり親子はぐくみプラザから調査報告があった13名の医療的ケア児について、出席委員と事務局との意見交換が行われた。

また、第二部では、医療的ケア児の受入サービスの拡充を図るため障害者サービス事業所などに参加を呼びかけ「青森圏域医療的ケア児支援のためのセミナー」と題し、青

森県小児在宅支援センターの網塚先生などを講師にお招きした講演や青森県や青森市からの行政説明を行った。

引き続き、障がい児部会では、医療的ケア児への支援充実を図るため、協議の場を通じて、活発な意見交換や取組を行っていきたいと考えている。

【相談支援部会】

(委員) 10月31日に相談支援部会を開催したので報告する。検討事項は、冒頭事務局から説明のあった基幹相談支援センター機能の充実についてで、事務局より、提言を踏まえた取組、提言及びこれまでの相談支援部会からの意見を踏まえた整理の今後の方向性(案)について資料を用いて説明があった。

委員からは、「相談支援事業所等は業務が多忙で一つひとつのケースをきめ細やかに対応するのが難しい状況である。基幹相談支援センターにおける後方支援だけではなく、自立支援協議会において地域課題解消のための取組も示されていることから、自立支援協議会の内容も検討していただきたい。」「個別の困りごとが集まり、それが地域の課題となり、地域の課題を解消するための取組を担うのが基幹相談支援センターの役割だと思う。」「基幹相談支援センターを設置しよう」という市の意欲を踏まえて、地域の相談支援事業所と一丸になって基幹相談支援センターを育てていってほしいと思う。」「これまでの圏域化等の取組等のプロセスの延長線上で、地域の実情を踏まえて、青森市として基幹相談支援センター設置を考えていくことで良いと思うが、今後進めていくに当たっては、国の動きも注視しながら考えていかなければならないと考える。」「地域課題について見えない部分をどれだけ見える化して掘り下げていくかも基幹相談支援センターの重要な取組であると思う。」といった意見が出された。

意見集約としては、基幹相談支援センターの設置を進めていくことや設置や設置後の運営においては、地域との協力関係を構築して進めていく必要があるということで2つ集約している。

引き続き、部会において基幹相談支援センター機能の強化について協議を行ってまいりたい。

6 閉会

